

青森県報

第四千三百六十五号

平成二十九年
十月二十日
(金曜日)

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………

(上北地域)
県民局 …… 五

教育委員会

○県文化財の指定の解除……………

(文化)
課財 …… 五

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出：(事務局) …… 六

目次

- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 一
- 道路の供用の開始…………… (同) …… 一
- 証紙売りさばき人の指定…………… (会計管理課) …… 二

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) …… 二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (水産振興課) …… 三
- 右 同…………… (道路課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し…………… (中南地域)
県民局 …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 五

告 示

青森県告示第七百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十一月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	県道	弘前田舎館 黒石線	弘前市大字高崎字広田一一三の三から 弘前市大字境関字西田五八の一まで	二〇・〇〇メートルから 二〇・〇〇メートルまで	敷地の延長 二八・五〇メートル
				二〇・〇〇メートルから 三〇・六〇メートルまで	敷地の延長 二八・五〇メートル

青森県告示第七百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十一月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道青森田代十和田線	青森市奥野三丁目二七〇の七から青森市桜川八丁目五四七の一まで	平成二九・一〇・一〇
県道弘前田舎館黒石線	弘前市大字高崎字広田一一三の三から弘前市大字境関字西田五八の一まで	〃

青森県告示第七百二十五号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
十和田市西一番町一六の二二
山田 英雄
- 二 指定年月日
平成二十九年十月十三日
- 三 売りさばき場所
十和田市西一番町一六の二二

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガ弘前駅前店
- 二 弘前市弘前駅前北地区土地区画整理事業地内一一街区
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年五月二十七日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三二五平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - 3 四台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 三四台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 5 荷さばき施設の位置及び面積
 - 6 一三三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 7 二四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間
- 八 届出年月日
平成二十九年九月二十六日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所
- 2 期間
平成二十九年十月二十日から平成三十年二月二十日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成三十年二月二十日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
漁業取締船 一隻
- 二 調達方法
製造
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県農林水産部水産局水産振興課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 落札者を決定した日
平成二十九年七月七日
- 六 落札者の名称及び住所
三菱重工業株式会社
東京都港区港南二丁目一六の五
- 七 落札金額
六億四千八百万円
- 八 落札者を決定した手続
漁業取締船の製造に要求する技術的能力を有すると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十九年五月二十六日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

1 特定役務の名称

低濃度PCB含有廃棄物処理（運搬・処分）業務委託

2 数量

塗膜片等廃棄物混入土砂（二百リットルドラム缶入り、内容量二百七十五キロ

グラム程度（ドラム缶重量を含む）六百五十缶

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県土整備部道路課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年九月二十一日

五 落札者の名称及び住所

協力施行者

（処分事業者）

ユナイテッド計画株式会社

秋田県潟上市昭和豊川槻木字槻一三の一

（収集・運搬事業者）

日本通運株式会社

東京都港区東新橋一丁目九の三

六 落札金額

二千六百三十二万五千円

七 落札者を決定した手続

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年八月四日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 クマガイ建総

二 氏名 熊谷忠

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字千年二丁目九の二二

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第二〇〇五五三号

五 取消年月日 平成二十九年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社黒石開発
二 代表者の氏名 築館陽子

三 主たる営業所の所在地 黒石市松原一四八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一四九)第四三三三三号

五 取消年月日 平成二十九年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤田工務店

二 氏名 藤田文友

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青女子字桜苅二七〇の九

四 許可番号 青森県知事許可(般一四九)第二〇〇三六七号

五 取消年月日 平成二十九年十月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年十月二十日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	内 退 の 年 月 日
理 事	竹内 広之 千葉 孫一	一 上北郡東北町大字大浦字東道ノ上二五の 字明堂向六八の一	平成二九・九・二〇

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第八号

次の表に掲げる県技芸は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十一条第一項及び第二項の規定により、平成二十九年十月二日付けで重要無形文化財に指定され、青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第二十五条第五項の規定により、県技芸の指定を解除されたので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

青森県教育委員会

種別	名 称	保 持 団 体	指 定 告 示 年 月 日 及 び 告 示 番 号
県技芸	津軽塗	津軽塗技術保存会	平成二十八年八月十五日 青森県教育委員会告示第六号

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 年 日 動
自由民主党青森県 第四選挙区支部 (木村 次郎)	代 表 者	木村 次郎	木村 太郎	平成 三・九・三
自由民主党青森県 第一選挙区支部 (津島 淳)	会計責任者	伊藤 實	竹内 滋仁	三・九・三
民進党青森県第3 総支部 (山内 崇)	政治団体の 名称	民進党青森県第 3総支部	民進党青森県第 4区総支部	二・九・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 年 日 動

政治団体の名称	代表者	会計責任者	代表者	政治団体の 名称	会計責任者
高山浩司後援会 (館 功悦)	高山 千賀子	高山 良雄	高山 千賀子	高山浩司後援会 (館 功悦)	高山 千賀子
木村次郎後援会連 合会 (鳴海 康安)	鳴海 康安	鳴海 広道	鳴海 康安	木村次郎後援会 連合会	木村太郎後援会 連合会
成田 豊身	信平 孝	信平 孝	成田 豊身	木村次郎後援会連 合会	木村次郎後援会連 合会
濱谷豊美後援会 (木村 勝彦)	木村 勝彦	小沢 勝司	木村 勝彦	国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	国会議員関係政 治団体
国会議員関係 の区分	国会議員関係 政治団体	法第十九条の七 第一項第二号に 係る国会議員関 係政治団体	国会議員関係 政治団体		
代表者	代表者	代表者	代表者		
二・九・一	二・九・一	二・九・一	二・九・一		
二・七・五	二・七・五	二・九・一	二・九・一		
二・九・一六	二・九・一六	二・九・一六	二・九・一六		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七十七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭